

定期報告対象建築物及び特定建築設備等の報告時期

長野県建設部 建築住宅課

□ 建築物

令和7年度対象

対象用途	報告周期	報告始期		報告年度					
		H29	H30	R5	R6	R7	R8	R9	R10
劇場、映画館又は演芸場	2年								
観覧場(屋外觀覧場は除く)、公会堂又は集会場	2年								
病院、有床診療所、養老院等	2年								
児童福祉施設等	2年								
ホテル、旅館	2年								
共同住宅、寄宿舎※ ※高齢者、障害者等の就寝の用途に限る	2年								
学校(付属する体育館を含む)	3年								
体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	3年								
博物館、美術館、図書館	3年								
百貨店、マーケット、展示場、物品販売業を営む店舗	2年								
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店	2年								
事務所	3年								

* 建築物を新築又は改築(一部の改築を除く)した場合で建築基準法に基づく検査済証が交付された場合は、その直後の時期の報告は免除されます。(建築基準法施行規則第5条第1項)

報告時期(周期) (1年) (2年) (3年)

□ 特定建築設備等

種 別	報告周期	報告始期		報告年度					
		H29	H30	R5	R6	R7	R8	R9	R10
昇降機	1年								
昇降機以外の建築設備	1年								
防火設備	1年								
準用工作物	1年								

* 昇降機、建築設備等及び準用工作物を新たに設置した場合で、建築基準法に基づく検査済証が交付された場合は、その直後の時期の報告は免除されます。(建築基準法施行規則第6条第1項及び第6条の2の2第1項)